

EU輸入規制緩和に対する積極的な働きかけを求める意見書

EU統治機構は、「欧州理事会」「EU理事会」「欧州議会」など、国家の枠を超えた独自の仕組みを築いている。その中で、執行機関にあたる欧州委員会においては、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、当県を含む東日本の都県で生産される食品に対して放射性物質検査証明書の添付を義務付ける輸入規制を実施しながらも、順次規制を緩和しており、一段の規制緩和の表明は、これまで県民が積極的に取り組んできた風評払拭に弾みがつくものとして期待されている。

しかしながら、本年9月7日、欧州議会の環境委員会において、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、当県を含む東日本の都県で生産される食品に対して、「放射性物質検査証明を緩和すると、放射性物質に汚染された食品が出回らない保証がない」と安全面で懸念を表明し、規制緩和の再検討を求める決議が採択された。さらには、9月13日の欧州議会の本会議においても、同様の決議が採択された。今般の決議は、今後のEU理事会における最終決定に大きな影響を及ぼすおそれがあり、我が国に対する輸入規制を継続中の国・地域にも大きな影響を与え、更なる風評を助長することが懸念される。

我が国では、万全の放射性物質の検査体制を整え、世界的にも極めて厳しい基準値を定めており、当県産を始めとする食品の安全性は十分に確保されているが、今般の決議は、我が国の正確な情報が理解されていないことの証左であり、更なる風評払拭の取組が必要である。

よって、国においては、EUが予定している我が国に対する輸入規制緩和に積極的に働きかけを行うとともに、依然として多くの国・地域において輸入規制が行われていることから、我が国の放射性物質に関する正確な情報発信を強化するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月4日

衆	議	院	議	長	
参	議	院	議	長	
内	閣	総	理	大	臣
外	務		大	臣	宛て
厚	生	労	働	大	臣
農	林	水	産	大	臣
経	済	産	業	大	臣
復	興		大	臣	

福島県議会議長 杉山 純一